

電子申請対象届出の拡大について

茨城西南広域消防本部では、現在一部の届出について、インターネットからの届出（以下「電子申請」といいます。）による受付を行っています。対象となる届出については、消防署等へ来庁せずに手続きができます。

今回、電子申請の対象となる届出の拡大を図りました。対象となる届出は下記のとおりです。下記以外の届出等に関しては、消防本部又は消防署へ来庁し、届出等をお願いいたします。今後も、電子申請が可能な手続きの拡大に努めていきます。

1 受付開始日時

令和6年3月15日（金）13時00分から

2 電子申請の対象となる届出

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- (2) 危険物保安監督者選任・解任届出書
- (3) 危険物製造所等の設置者氏名その他の変更届出書（追加）
- (4) 予防規程軽微な変更届出書（追加）
- (5) 消防計画作成（変更）届出書（追加）
- (6) 自衛消防訓練通知書（追加）

3 届出方法

ホームページの『電子申請』タブ、又は『届出・申請様式』タブの該当する書式名の右端、電子申請欄にある『パソコンマーク』 をクリックし、電子申請ページから届出してください。

※届出者等の押印は不要です。

届出内容の確認のため、電子申請された方へ連絡する場合があります。

土日、祝日、年末年始に電子申請された場合、受付に時間を要する場合があります。

4 副本について

副本の返却は、管轄の消防署又は消防本部から電子メールにより行います。

5 問い合わせ

電子申請に関するお問い合わせは、消防本部 予防課です。

電話番号：0280-47-0129